

裁判員等経験者の意見交換会議事録

司会者： 本日は、裁判員等経験者意見交換会に5名の裁判員及び補充裁判員経験者の方に御参加いただきました。

経験者の皆様には、裁判員及び補充裁判員として重責を果たしていただいた上に、この意見交換会に御参加いただき、心から御礼申し上げます。

最初に、この意見交換会の趣旨を説明させていただきます。

平成21年5月に裁判員制度が始まってから、昨年5月で10年が経ちまして、神戸地方裁判所でも多くの方々に裁判員又は補充裁判員として裁判に参加していただきました。裁判員又は補充裁判員の皆様には、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見を伺っておりますが、裁判員裁判を経験してしばらくたったこの時点で改めてその経験を振り返っていただき、率直な御意見や御感想をお聞きしたいと思います。

伺った御意見などを、今後の裁判員裁判の運用に生かし、わかりやすく充実した裁判員裁判に繋げていきたいというのがこの意見交換会の趣旨でございます。裁判員制度をより良いものにしていくために、法律家がどのような工夫や努力をする必要があるのか、厳しい御意見も含めて率直な声をお聞かせ願えれば幸いに思います。

また、本日は報道関係の方も参加されております。報道を通じて裁判員等経験者の皆様の生の声を県民の方々にお届けすることによって、今後参加される方に裁判員制度についての正確なイメージを持っていただき、安心して参加していただければというふうに思っております。

ぜひとも、活発な意見交換をお願いいたします。

なお、本日は、裁判官・検察官・弁護士の法曹三者にも御参加いただいております。法曹三者の方には裁判員等経験者の方からの質問などに適宜お答えいただき、また裁判員等経験者の方の御発言に関連してお聞きになりたいことがあれば、御発言いただきたいと思っております。

それでは早速、意見交換に入らせていただきたいと思います。

今回の意見交換会は、特に特定の事項にテーマを絞ったものではなく、裁判員裁判全般について御意見を伺いたいというふうに思っております。

意見交換の後、傍聴されている報道機関からの質問の時間も取る予定にしておりますので、御協力お願いいたします。

それではまず、皆様の御紹介を兼ねる形でそれぞれどのような事件を担当されたかを私のほうから紹介させていただきまして、裁判員裁判に関与したことへの感想とか何か言っておきたいことがありましたらお聞かせいただいで、それから本題に入るといふことにしたいというふうに思っております。

なお、本日は、2番さんが都合により御欠席されておりますが、お呼びする番号については欠番という形で、1番さん、3番さん、4番さん、5番さん、6番さんとお呼びさせていただきます。

まず、1番さんの事件ですが、殺人未遂、傷害の事件に参加していただきました。

内容としては、無職で実家暮らしの被告人が姉の財布を盗んで売ったことなどで父親から叱られて口論となり、父親から顔を1回殴られたことから立腹して殺意を持ってナイフで父親を複数回刺し、被告人をとめようとした母親もナイフで刺して、父母それぞれにけがを負わせた事案と伺っております。

裁判員等経験者 1：裁判員裁判を経験して、私が思っていた以上に勉強不足で裁判員裁判に臨んだというのもあるんですけど、感想としてはすごく事務的に動いていくものなのだなという、まあドラマとかテレビとかの見過ぎなんだろうけれども、こういろんなことが、間に入ってくるものなのかと思ったんですけど、台本みたいなもの、検察官の言い分、弁護人の言い分とかを渡されて、その読み合わせみたいな感じがすごく強かったです。

ただ、それでもやっぱり自分がなかなか手を挙げたからって経験できるものでもなかったもので、私としてはもうすごくいい経験をさせてもらったと思っ
て、すごく感謝してます。

司会者：じゃあ次に、3番さんの事件になりますが、住居侵入、窃盗、強制性交

等致傷の事件に参加していただきました。

内容といたしましては、被告人がマンションの部屋に侵入して、金品や下着などを繰り返し盗む中で行われたもので、マンションに侵入して金品などを盗んだ住居侵入、窃盗の事案5件と、マンションに侵入して金品などを盗むとともに、その住人に対し強制性交等を行い、その際けがを負わせた事案というふうに伺っております。

裁判員等経験者3：率直な感想としまして、裁判は簡単に決まるものだなと。私のこの事件はですね、時系列が複雑な時間的な要素がありまして、二、三日の間にそれを理解するのちょっと一苦勞だったので、私は、できればもう少し本当は時間が欲しかったなあとと思います。

ただ、この案件は被告人が罪状を大体認めててですね、争点は量刑だったと思うんですね。そういうところがありますが、中身を考えれば非常に難しかった。被告人が記憶喪失に近い話をずっとされていたと。最近のテレビで見てる事件もですね、精神鑑定で責任を負う能力があるのかどうかというのが争点になってるんで、私のこの案件もですね、いろいろ討議したときにですね、裁判長ともいろいろ意見交換はしたんですけどね、そのあたりの人間を見る目が必要な事案でありながら、これを裁判員裁判で私どもが急に事案を説明されて、判断してと言われても、私はこの事案は今もまだ頭の中でちょっとくすぶっています。

ということで私が思ったのは、案件によっては時間も欲しいのと、その事案に入る前に裁判全体の流れについての勉強を少なくとも1日欲しいなど、できたら法律の簡単な勉強会みたいなのもあったほうがいいのかなと。それがちょうど選ばれて確か抽選の前に集まりますよね。外れた人はあれで帰るのはすごいもったいないと思ったんですよ。少なくともあのときに1日みんな勉強して、その後抽選してね、選ばれた人は引き続きやるというぐらいにしないと、私は、何かせつかく来たのにそのまま帰った人は気の毒やなというふうに思いました。

司会者：引き続きまして、4番さんの事件になりますが、銃砲刀剣類所持等取締法違反、覚せい剤取締法違反の事案に参加していただきました。

近くに学校や住宅が存在する路上で、被告人が拳銃4発を発射するとともに、合計で4丁の拳銃と多くの実包を所持していた他、覚せい剤を使用した事案というふうに伺っております。

裁判員等経験者4：私の友人にかなり法曹関係者の方が多くて、実は決まったあと、いろいろ流れとか教えていただきましたので、予備知識を持って臨むことができたのかなと思います。

実際裁判員をやらせていただいて、資料なんかもコンパクトにまとめていただいて、非常に理解しやすかったなというふうに思います。

イメージとして、裁判長とか裁判官の方ってものすごく固い人かなと思ったんですけど、そうではなくて割と人間味あふれる方で、その辺も良かったかなと思います。

最後量刑を決めるとき、自分の見方と違った、そういう見方があるんかっていうような、女性の裁判員の意見が非常に参考になったかなというふうに思います。

司会者：引き続き、5番さんの事件になりますが、これも銃砲刀剣類所持等取締法違反、器物損壊の事案ということになります。

内容といたしましては、暴力団組員であった被告人が、別の暴力団組織の組員の車に拳銃を発射し、その自動車を損壊したという事案というふうに伺っております。

裁判員等経験者5：まずは、この事件自体がほとんど私たち普通の生活には関わりのないことに近かったので、初めのうちはどうしたらいいのかっていうのがかなりわからなかったんですけど、裁判長以下の方がすごい人間味あふれる方で、いろんなことを聞くことができたので、6人の裁判員のほうも突っ込んだというか、そういう質問がすごくできたのが良かったと思います。

初め、本当に真っさらの状態、裁判員に当たると思ってなかったというの

がほとんどの意見だったんですけれど、当たってからはやはり真剣にそれこそ昼休みでも一生懸命考えて量刑まで持っていったっていうのは、いい経験にはなったと思います。

それで、人が死ななかったというのがあったんで、それほど重苦しい感じの進行ではなかったというのも私ら初めての者にとっては、良かったというのはちょっと言い方変なんですけれど、いい勉強ができたと思います。

司会者：引き続きまして、最後に6番さんの事件になりますが、殺人事件ということで参加していただきました。

内容といたしましては、被告人がフィリピン在住の妻である被害者を殺害しようと考え、フィリピン人の愛人に対し、被害者の銃殺を依頼し、その愛人がさらに別の知人を誘い、その愛人らが自動車に乗車中の被害者を拳銃で撃って殺害した事案と伺っております。

裁判員等経験者6：裁判員裁判をさせていただいて、私を入れて6人の裁判員の方と、補充裁判員の方2人の8人でいろいろ意見を交換したときに、ほとんどが男の方だったんですけども、年齢も違うしやっぱり生き方もいろいろ皆さん違うので、すごくいろんな意見が出てきてまして、自分自身の意見も言ううちに、何か自分自身の考え方とか、自分自身をすごく見つめ直したような日々でした。正直初日のときは何か気がすごく重くなってしまって、ちょうどルミナリエをしたのでその光を見に行ったらちょっと心が和んだような感じだったんです。

裁判のことに関しては、今回外国のことが関わってましたので、明らかにわからないところが何か所かあって、他の裁判員の方もちょっとそこで悩んではって、私もここはどうかなとちょっとわからないところがあったんで、最後に懲役何年というのをみんなで話し合っただけで決めたときに、その懲役何年というのがしばらく自分の中では残ってたような感じでしたが、でも最終的に終わってから、やっぱり裁判官の方がすごく心が軽くなるような進行をしてくれたんで、最後は少し心は晴れたような感じでした。

司会者：それでは、本題のほうに入りたいと思います。

まず最初に、選任手続や審理や評議の日程等について、裁判員が参加しやすいように改善する点はないかなどという点から意見交換をしたいと思います。

昨今、選任手続に出頭しない裁判員候補者が増えてきたのではないかとこのように言われておりますが、より多くの国民が参加しやすいようにするためにはどのような工夫が必要かとか、こうすればもっと多くの人に参加できるのではないかとこの点が何かあればお聞かせ願いたいと思います。

また、参加することについてこういうところが障害になっているんだとか、ネックになっているということがあれば教えていただきたいと思いますが、まず1番さんからその点について何かございますでしょうか。

裁判員等経験者 1：私のときは年末だったので、やっぱりちょっと仕事の調整とかが正直なところ大変でした。また、それを考えてくださって判決が年明けになったんですね、そうすると、年を越すのに重たい事案を持って年を越してしまわなきゃいけないというのは、私は年末は忙しさに追われてしまって、すっかり忘れてたんですけれど、周りはずごいそれを心配してくれて、それを持って年を明けるのはしんどくないのということを大分心配してもらったんですけど、年末年始というのは仕事をしてるもんにとったらちょっとしんどかったかなとは思っています。

司会者：1番さんの場合は、12月9日に裁判員に選ばれるという手続をした後、実際の裁判が10日ぐらい空いた12月18日から始まって、判決が年明けの1月8日ということで、トータルで見ると1カ月ぐらい続いていますけども、選ばれてから実際の裁判までは大分空いてますけども、これは空いたほうが良かったのか、もっとすぐやってもらったほうが良かったとか、何かございますでしょうか。

裁判員等経験者 1：もちろん空けていただいたおかげで、10日間の間に仕事の処理が大分できたので、基本的に選任手続に行く段階では、自分は選ばれない確率のほうが高いので、なかなかそれまでに選ばれたと仮定して仕事の調整す

るとというのが難しかったので、もちろん会社の休みもそうですけど、だから選ばれて期間があったのはとってもありがたかったです。

司会者：スケジュールを見ると、途中2日ぐらいは午前中で終わってるのではないかなと思うんですけども、午前中で終わるくらいなら午後もやって1日減らしてほしかったとか、何かスケジュールで希望、感想はありますか。

裁判員等経験者1：私の場合は、ここまで来るのに約2時間ぐらいかかります。だから、正直なところ二日に分けてもらって、午前中で終わるのであれば、1日短い方がとても助かりました。

ただ、来られてる方の中には近所の方とかもいらっしゃったので、やっぱり午前中で終わってもらってお昼から仕事に行けるので、とてもありがたいと、特に年末は仕事が溜まってしまうのでとおっしゃってる方もいらっしゃったので、個人的にはもちろん1日短い方が時期的なものも含めるとありがたかったかなと思うんですけど、それはいろいろだったのかなとは思いますが。

司会者：同じような質問になりますが、裁判員が参加しやすいような工夫、日程的な面とか含めて3番さん何かございますでしょうか。

裁判員等経験者3：私が招集をかけられたのは、10月23日。もともと選ばれたのが、前年の確か年末だと思うんですね。ですから、私の希望としましては、その1年間のうちのどのあたりに選ばれるのかという大きな日程みたいなのをまず選ばれた人の中で区分けをしてほしいというのが1点目です。

もう一つが、事案が決まって、招集をかけられますよね。それでちょっと法廷見て、その後何かコンピューターで抽選をしていましたが、あれをやるんだったらもう先に選ばれた中から抽選してね、その中から本当に出て来れる人を打診して、例えば6人なり8人を呼んでいけばですね、もっと効率的じゃないかなと。なぜわざわざ、私の場合は確か30人近く、話では大体80人から100人ぐらいいを選んで、その中で来れる人は大体30人ぐらいというデータはあるという話は聞いてたんですよ。その30人を招集して、また抽選やるでしょ。それだったらもう本当に来れる人を8人決めて招集かけてもらったほう

が、それでそのかわりですね、選ばれなかった人は、その件だけで終わるんじゃないしにね、その1年順次、次の事案用に、また次の候補として残るとかするべきじゃないかなと私は思いました。

司会者：3番さんの事件は、10月23日に選ばれた後、すぐ翌日から裁判が始まって、土日を挟んで連続4日だったと思いますが、1番さんとは違って間があかずに裁判に入ったという、ここら辺はどうでしたでしょうか。

裁判員等経験者3：別に、連続でも空いても私は苦にはならなかったんですけども、日程的には、土日が入って良かったかなというふうに思います。ただし、私の事案は被害者が女性で、二、三人ぐらい女性の裁判員の方もいましたんでね、あまり話のしやすい内容じゃないんで、ちょっと大変だったかなと。

それと、法廷もですね、被害者の方が出てこられて、その人は検察官かな弁護士かな、代理で一応話してましたけどね、非常に、シビアな事案というか、そのままずっと4日間でやってもらったほうが良かったと思います。

ただ、先ほども言いましたように、時系列を組み立てるのがなかなか難しい事案で、それは弁護人も検察官もいろいろ1年ぐらいかけて調べてるやつを私らあの短期間でですね、どういうふうな時系列にまとまっているのかそれを理解するのに大変だったという記憶はあります。

司会者：さらに突っ込んで聞きたいんですけど、一番最初感想を述べてもらったときに、ちょっとみんなで勉強してからやったほうが良かったんじゃないかという話があったと思うんですけども、今回スケジュールを見ると、選ばれて次の日から始まったと思うんですけど、その刑事裁判の流れみたいな話っていうのは、一通りはどこかでは聞いているんですね。

裁判員等経験者3：それは選ばれた日に聞いています。

司会者：もうちょっと勉強したかったということですかね。

裁判員等経験者3：そのときまで裁判のことを知らなかったもので、裁判の流れはもっと延々と続くものだと。先ほど述べたとおりあっさりしているという感想です。

司会者：続いて、4番さんにお聞きしますが、参加しやすさの面で、こうしたほうがいいのか、こういうところがネックになりそうとかいうのがもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者4：私はもう、3日間だけでした。事案自体も割と全部認めて、量刑だけなのかなというような感じでしたから、非常にどちらかというところ、こんな言い方するとあれなんですけど、まあ簡単なほうだったのかなと思います。

日程は、水、木、金だったんですけど、正直これぐらいのものだったら、負担なく参加できるなあと思いました。

聞く所によると、姫路のほうでは百何日とか、ああなってくるとやっぱり行ける人っていうのが限られてきますよね。定年退職された方とかですね、その辺はちょっと配慮されたほうがいいんじゃないかなという気はします。

司会者：わかりました。

2点確認させていただきたいんですけど、6月4日火曜日に選任手続がありまして、その翌日の水曜日から、水、木、金ということで行ったと思いますが、これは火曜日の選任手続に来た段階でもうお勤め先とかには全部お休みを取ってから来ているのですか。

裁判員等経験者4：取ってから来ましたね。

司会者：もし、選ばれなかったら普通に選ばれなかったですと出勤するということですか。

裁判員等経験者4：そうですね。選ばれてすぐ電話して、選ばれてしまいましたということをお伝えしました。

司会者：裁判員をしてる間の仕事は、誰かがフォローしてくれるのか、溜まっているのかとかどんなものなんですか。

裁判員等経験者4：ちょっと特殊な仕事なんですけど、まあフォローはないんですね。その前にやっぱりやることを見越して片づけてという形ではありませんでした。

司会者：では、5番さんですが、同じ質問ですが、裁判員の参加のしやすさの面から、もう少しこうすればいいのにとというのがもしあればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者5：4番の方とすごくかぶってるという部分があって、ほとんど同じような状態でした。

やっぱり三十何人が一番最初に来て、当たらないだろうと思いながら来た人が半数以上だったみたいで、控室で話してたら、え、どうしよう当たってしまったという方が結構いらっちゃって、私の場合はちょうど夏休み明けだったので、休みが取りやすかったのもうどちらにしろ私も4日間でしたので休みを取ってました。

他の方は、主婦の方が多かったんで、そういう意味では夏休みでなくて良かったという話はやっぱり聞いたんですけど、平日であればそんなに問題はないというグループではありました。

私の会社はちょっと特殊なんで、一応参加が決まったときに、じゃあ模擬の裁判をやりましょうとって社内でレクチャーしてくれたので、大体こんな感じかなというのはわかってたんですけど、実際やってみるとどう言ったらいいんでしょう。知りたいこと聞きたいことってというのがいっぱい出てきたので、質問する時間がちょっと足りないぐらいな状態ではありました。事案が、まず生活に関わりなかったのもうその世界というのはどうなってるんだろうという興味があったのと、一応終わってからなんですけど、その後、例の若頭が出所してからの話とか、テレビでずっとやるようになったら職業病じゃないけどそっちのほうに目が行ってしまっただけ、しかもその他のニュースで裁判員裁判の事案が出てくると、その事案によってこれは大変だったろうなとかいうのがあって、そういう意味では先ほどの日数というのはすごく関係はしてくると思います。

あと、やはり時期ですね。これは前に男性ばかりの組があったというのを聞いたんですけど、そこら辺はある程度いろんな幅の年代とか性別の方の一般的

な意見を聞こうというんであったら、やっぱり混ざったほうがいいんじゃないかなという気はしました。

司会者：では、6番さん同じ質問ですが、いかがでしょうか。

裁判員等経験者6：今回は、3日間連続で終わったので、ちょうど私の勤めてるところが裁判員特別休暇が3日間だったので、その休暇が使えて仕事場のほうからもそれを使ってくださいということで、それで申請していきました。3日間連続だったので、私的には仕事の何の不自由もなかったです。

司会者：もしわかればですけど、会社の裁判員特別休暇は3日間が上限ということですか。

裁判員等経験者6：3日間が上限です。

司会者：3日間にしたのは何か説明は受けてますか。

裁判員等経験者6：わかりません。仕事場でも私が初めて使うので、就業規則も読んだかって言われて、就業規則に3日間ってあるのを初めて目を通しました。多分他の人たちもわかってないと思います。私がまず初めに当たって、やっとそれをわかったような感じだったんで。

司会者：続いて、審理の中身に入っていきたいと思いますが、審理におきましては、まず冒頭手続、これはすなわち検察官の起訴状朗読、被告人、弁護人の罪状認否がありまして、引き続いて検察官と弁護人の冒頭陳述、といういわゆる双方の事件に関する説明があると思います。裁判官の説明によると、きっと検察官から見た事件のストーリーを述べてもらうとか、被告人から見た事件のストーリーを最初に述べてもらうというふうな説明をされてるかもしれません。

一番最初に、検察官や弁護人が冒頭陳述という、プレゼンみたいなのをさせていただいてると思いますが、何かその検察官や弁護人の冒頭陳述で、気がついた点や改善すべき点があれば、お教えいただきたいと思いますが、これも1番さんからお聞きしてよろしいでしょうか。

裁判員等経験者1：その冒頭陳述に関しては特に。詳しくまとめた資料も法廷に入るときにもらったので、とてもわかりやすかったですし、特にそこで気にな

ることはなかったです。

司会者：1番さんの事件は、過剰防衛とか責任能力、心神耗弱とかいうのが問題になったと思いますけども、検察官や弁護人の冒頭陳述を聞いた段階で、過剰防衛はどういうもんなんだとか、心神耗弱とか責任能力がどういうもんなんだというのは、その段階で理解はできたのか、それとも審理していく中とか評議の中で、理解が深まったのか、そこら辺もしあれば教えていただけますか。

裁判員等経験者1：記憶があんまり定かではないんですが、過剰防衛とはどういうものなのか、正当防衛とどう違うのかとか、心神耗弱とか、その言葉の違いみたいなのは裁判官の方から詳しく説明をさせていただいたので、どこで説明してもらってそこでわかってたのかまでちょっと記憶が定かではないですけど、裁判員をしている間でそこがネックになったっていうことはなかったです。

司会者：同じく3番さんに聞きますが、最初に検察官、弁護人がされた冒頭陳述について、何かお気づきの点があればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者3：検察官の説明が非常にわかりやすかった。びっくりしました。プレゼンでこんなにうまくできるんかなと。ただ、あの事件は時計を見ながら影が何時にうつったとかそういうところまでやる事件だったんですが、唯一、その賃貸マンションの平面図がない。ですから入り口の横の塀をよじ登って受水槽から建物に入ったとか、そういう話をいっぱい聞くんですけどね、その建物の全体の平面図がないのでよくわからなかった。実は私、建築の人間なんで、特にそのあたりがね、あったら非常にわかりやすかったのかなと。ただし、証拠調べの写真から資料からですね、こんな進んでるんかなということでもびっくりしました。

司会者：それは冒頭陳述に引き続いての証拠調べも含めてということですかね。

3番さんの事件は全部で6つあったと思うんですが、この事件の区別はきちんとできたのか、裁判官、検察官、弁護人のほうでそれぞれの事件を区別するための工夫を何かしてたかというのは、何かありますか。

裁判員等経験者3：一番大きい事件以外の5つの事件は、非常にわかりやすくて

ですね、時系列で説明していただいたんでよくわかったんですけども、一番問題の所ですね、最後のほうがね非常に厄介で、何か推理小説みたいな話なのでね、あのあたりをもう少しわかりやすく説明していただいたほうが良かったかなど。ですから、何か時系列がわかるようにしていただけたとは思いますが、短時間で理解するのはちょっと苦労したと思います。

司会者：4番さんに聞きます。冒頭陳述について何かお気づきになった点やここ改善したほうがいいんじゃないかというところがあればお願いいたします。

裁判員等経験者4：もう非常に検察官の方のレジメがわかりやすくて、時系列に並べていただいて、こういう歴史を被告人は持ってて、犯行に至る経緯とか犯行状況とかその辺も詳しくわかって、非常に理解するにはいい資料だったかなとは思いますが。

ただ、ちょっとこれイメージの問題なんですけど、弁護人の方がさらっとされてて、ちょっと変な言い方ですが、やる気があるのかなというふうな感じの冒頭陳述のイメージでした。

司会者：同じく、冒頭陳述について5番さんのほうで何かお気づきの点とかございますでしょうか。

裁判員等経験者5：4番の方とほとんど一緒に、テレビの影響だと思えますけど、もっと検察官と弁護人って丁丁発止のやり合いがあるかと思ったんですけど、今までのことをさらっと言われて、受ける方もさらっと流されて、聞いているほうもそういうことだったんか、みたいな感じでさらっと終わってしまったというイメージがあります。恐らく、もっと重い事件に関しては、この冒頭陳述を聞いただけできつとこれからどうしようとか思われる方もいらっしゃるかと思うんですが、私に関してはもう淡々とこれは時系列通りに一つ一つ潰していけばわかりやすいというか、そういう事件なんだという感じはここで受けました。

司会者：同じく6番さんに聞きますけども、その双方の冒頭陳述を聞いた段階で、この事件は何を判断すればいいのかとかそういうのはぱっとわかったの

か、あまり双方の冒頭陳述を聞いても何がポイントなのかわからないなあとか、そこら辺どういうふうを受けとめられましたか。

裁判員等経験者 6：そうですね、日本での日時とかこういうことがあってという事実経過を読んでいって、それと並行してフィリピンではこういうことが起こってました、フィリピンでの経過はこうですよっていうのがあったら、もうちょっとわかったのかなとか、裁判官の方からフィリピンではこうでしたよっていうアドバイスとかもいただいていたんで、ああそうだったのかっていうので後でわかったような感じだったので、日本と外国で起こった事件なので、二つ並列して書いてたら、もうちょっと見やすかったのかなとは思いました。

司会者：冒頭陳述の後、実際の証拠書類の取調べとか、証人や被告人から話を聞くという手続に入っていきますが、その点に関して聞かせていただきたいと思いますが、まず1番さんについてお聞かせ願いたいです。

今回、責任能力が問題になったということで、精神科医のお話を聞かれたと思うんですが、精神科医がプレゼンみたいなのをしたのではないかなと思いますが、それはものすごくよくわかったのか、その場ではわからなくて、裁判官から後で解説を受けてわかったのか、そこら辺何かその鑑定人といいますけども、専門家の話がわかりやすかった、わかりにくかった、ここら辺を改善してほしいところがあるとか何かあればお願いいたします。

裁判員等経験者 1：この裁判に来られた精神科医の先生は、裁判のこういう精神鑑定の経験がとても豊富な先生だったというふうにお伺いしてるんですけど、本当にわかりやすくて、丁寧で、すごいそうなんだっていうのが私たち素人にも納得できるように説明してくださってました。

ただ、私のイメージなんですけど、その裁判官から言われたことが、専門家が出した結論っていうのは、私たち素人はそれをそうですかわかりましたっていうふうを受け取るものっていうふうには、もちろんそうだと思うんですけど、素人がその先生の鑑定おかしいんじゃないのっていうものではなくて、それは専門家が出したものを一つの証拠として取るんだよっていうのを教えてもらっ

て、ああなるほどそうなんだっていうふうなのは、すごい勉強になったとこやったんですけど、先生の説明は本当にとってもわかりやすく良かったと思います。

司会者：同じく3番さんも精神科医からのお話を聞かれたと思うんですけども、同じ質問になりますが、その専門的な話を法廷で聞いて、すっと頭に入って理解できたのか、ちょっとわかりづらくて後で裁判官からいろいろ話を聞いて、ああそういうことだったのかというふうにわかったのか、そこら辺どうでしょうか。

裁判員等経験者3：私は反対に、法廷で精神鑑定の説明を聞いたんですけど、なかなか理解できませんでした。その後、終わってから裁判長にいろいろ説明していただいたんですけども、私は今でも記憶にあるのは、私これ言うたら建築の業界もですね、両極端の派閥じゃないですけども考えがあるんですね。精神科医もある事案に対して、例えば丸やいう先生がいたら、いやばつだという両極端の考えの人、必ずいるんじゃないですかと。そのあたりが、精神鑑定というのは非常に難しいというのがわかった事案だったと思います。

司会者：引き続き4番さんにお聞きします。4番さんも被告人から話を聞くというのがメインで、あとはいろいろ証拠書類の取調べということだったと思いますが、こういう証拠をもっと欲しかったとかあれば聞きたいと思います。被告人質問について、すっとわかりやすかったのか、どういう意味でこういうこと聞いているのかなとか、被告人質問について改善したほうがいい点とか、こんな点が良かったとか何か全体的なことで感想があればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者4：やったことは全部認めてる案件なんで、そんなに難しくなかったんですけど、実際聞いてみたいことはいっぱいあるんですが、暴力団が覚せい剤をして、高校へ向かって、発砲したという事案なんですけど、やっぱり傍聴席とか暴力団らしい方がいるので、聞きたくてもちょっと怖い。男性ですけど、やっぱりちょっと怖いというのがあるんですね。だから、例えばあそこ

のひな壇に立たないとだめなんでしょうけど、質問のときだけですわね、顔がわからないような配慮とかあれば、いろいろ聞けたのかなという気はします。

司会者：4番さんの事件を担当したのは私なんですけど、弁護士、検察官の質問が終わった後、みんなで何か被告人に聞いてみたいことがありませんかっていうふうに聞いたと思うんですけども、そのときには言っていたんですか。ちょっと私も記憶がもうないんですけども。

裁判員等経験者4：被告人はやくぎをやめないということを書いて、真面目なやくぎということを書いてましてですね。それをあまりちょっと勇気がなかったんで、裁判長に聞いていただいたと思います。そういうやり方もいいんでしょうけど、もっと突っ込みたいことを聞くときは、ちょっと面と向かってというのは、すごくしんどいなという気はしました。

司会者：こういうことをもっと質問したかったというのはあるかもしれませんが、こういう証拠とかこういう資料がもっとないのかとか思ったことはなかったですか。

裁判員等経験者4：これは裁判と関係ないんでしょうけど、本人の心情なんか聞いてみるときにですね、自分なりの質問はしたかったかなという気はします。

司会者：5番さんは、被告人質問以外に弁護士側の証人が来てたと思いますが、証人尋問や被告人質問でこの点がちょっとわかりづらかったとか、この点改善したほうがいいんじゃないとか、訴訟全体について、証拠が足りないんじゃないとか、何か裁判全体についてこう改善したほうがいいとかいうのがもしあればお願いします。

裁判員等経験者5：全体というとなんなんですけど、私を見た限りではあまり怖いという感じは逆にしなかったんで、尋問も内縁の妻と娘っていう弁護士側の方だったんで、きついとかきすぎた感じも怖さもあまりなくて、どっちかというとな情物に近いような状態でしたので、弁護士の方もそこを中心に家族の支えとそれから仕事も復帰する言うて、本人もやくぎはやめるということをはっきり言ってたので、あまり突っ込んだとかそういうこともなかった

たような気がします。

後は、ほとんどが認めてる。どちらかと言うと気の弱いやくざがちょっと間違っ
てピストルを撃ってしまったという感じのような事件だったので、来てる
関係者の方もそうそう怖い人はいなかったんですけれど、聞きたいことも、弁
護人の方の質問とかで大体聞けたので、こちらから特別に聞くようなことはあ
まりなかったです。

司会者：4番さん、5番さんどちらも暴力団関係者の発砲事件で、4番さんは私
の記憶だと、関係者らしき傍聴人が何人か来てて、5番さんのはあまりいなか
ったので、きっとそこのとらえ方かもしれませんが、やっぱり、そういう組関
係の人が見ているとちょっと裁判員としては萎縮する感じはあるんですかね。

裁判員等経験者4：やっぱりちょっとありますね、これ聞きたいけど結局裁判官
に聞いていただいたんで、それで良かったんですけど、何かこう発言するとい
うこと自体は怖い。福岡のほうでそういうことがあったというのを聞いており
ますんで。やっぱりその辺は厳しいかなという気はしますよね。

司会者：6番さんの事件は、これも被告人質問のみということで、事件が起こっ
たのが海外で起こったということで、検察官から出た証拠も海外でつくったの
を引用したみたいなのも多かったのかなと思いますが、そこら辺でわかりづら
かったとか、特に被告人の言ってることがわかりづらいとか、被告人に対する
質問の仕方に問題があるんじゃないとか、そこら辺何か感想があればお聞か
せ願いたいと思います。

裁判員等経験者6：高齢化じゃないですけども、年齢なりの認知症もやっぱり出
てくると思うので、何でしょうかね、その辺がまたどういうふうに考えていっ
たらいいものだろうかということは少し考えました。

司会者：証拠調べに関連して、ちょっと1番さんに聞きたいんですが、今回殺人
未遂、傷害事件ということでしたが、その証拠の中にけがの写真とかそういう
のはあったんでしょうか。カラーであったのか、白黒化されてたのか、イラス
トになってたのか、そこら辺どういう御記憶でしょうか。

裁判員等経験者 1：血のついたナイフとか、刺されて傷を負ったお父さんの写真とかそんなのはありました。

法廷の中で、一応証拠ですって言って血のついたナイフとかの写真が映るんですけど、正直なところ一瞬だったので何が映ってたのかよくわからないというか、何か一瞬赤いものが見えたけど何だったんだみたいな感じで、もちろん今から映しますよと必ず声をかけますっていうふうにすごい配慮もしてくださってたし、映る期間も一瞬だったのが、多分裁判員に対して気を使っていたというのはいくらもよくわかったんですけど、逆にあれがじゃあ証拠として何か採用するほど私たちがちゃんと見たかって言われたら、正直なところあまりよくわからなかったっていうのが本音です。ただ、審理に入るときに、お父さんがどう殴られたんだとか、どういうふうに刺されたんだというところに焦点が当たったときに、裁判官の方がじゃあお父さんの殴られて刺されたときの写真あるけど出してもいいですかっていうふうに言って、皆さんが大丈夫ですって言って、出してもらった写真はさすがにすごい殴られて血がたくさんついてる写真だったんですけど、あれは結構長いことずっとモニターに映ったままのような状態になってたんですけど。その辺も特には問題なく見られたかなとは思っています。

司会者：その写真を見て、ちょっと気分悪くなったとかそういう方はいなかったですか。

裁判員等経験者 1：いませんでした。

司会者：ちょっと話変わるんですけど、6番さんの事件は人が亡くなった事件ですが、全くその御遺体の写真とか現場の血痕とかほぼなかったと思いますが、やっぱり見たほうが判断しやすいということになるのか、ないならいなりということなのか、その御遺体の写真とかやっぱり見てきちんと判断したいというのか、そこら辺何かありますでしょうか。

裁判員等経験者 6：言葉で頸静脈からどこどこに、前胸部の右の所からどこどこにっていうことで、私も仕事柄その辺の体の部位のことはよくわかってるの

で、きっとここから撃たれたらかなりの出血量だろうなとかいうことはわかってたので、大体これはひどかったんだらうなというのは想像はできました。

司会者：仕事柄慣れてるのかもかもしれませんね。逆に御遺体の写真とかを裁判員で見ないといけないとなると、ちょっと遠慮したいなとかそういう感覚というのはあるんでしょうか。

裁判員等経験者 6：多分、私はいあまり見たくないかもしれないですね。

司会者：証人尋問・被告人質問が終わった後、検察官や弁護人からそれぞれまとめの主張、論告・弁論と言いますが、まとめの主張をしていただいたと。それで検察官から求刑、弁護人の意見も述べていただいていると思いますが、その論告とか弁論、まとめの主張がずっと理解しやすかったのか、長過ぎてわかりづらかったとかいろいろあるかなと思いますが、検察官の論告、弁護人の弁論について何か意見があれば、こういうところ改善したほうがいいんじゃないとか、こういうところがちょっとわかりづらかったんだとかいうのがあればお聞かせ願いたいと思います。6番さんから聞かせてもらいたいと思いますが、最後の検察官と弁護人のまとめの主張がどうだったかということにはなりますが、何かありますでしょうか。

裁判員等経験者 6：全く初めてのこの裁判員裁判に出させていただいて、もう何でしょう、全部経験させていただいて、最後こういうふうに終わるということも勉強させていただいて、何がどうだったという感想じゃなくて、あ、こういうものなんだなっていう形で、こうやって最後終わるんだなっていう形で、私はそれでもう終えたような感じだったんで、何がどこがっていうのがそれはちょっとないです。

司会者：こんなもんかなあと思ったということでしょうか。

裁判員等経験者 6：はい。こんなふうに済んでそんなふうに終わっていくんだなあっていうのが感想です。

司会者：同じく最後の検察官、弁護人のまとめの主張ということになりますが、5番さんはその点について何かございますでしょうか。

裁判員等経験者 5：ほとんど反対弁論なり，何なりもなく，全部認めてたような感じでしたので，どちらもそんなにさらっと流して行って，こういうふうにするんだなというのがわかったなという感じぐらいでした。

司会者：4番さん，その点何かございますでしょうか。

裁判員等経験者 4：検察官の方は，ここはこうだからこうなると論理に基づいてお話しされていましたが，弁護人の方のメモはさらっとしていて，こんなもんなのかという感想を持ちました。

司会者：同じ質問ですが，3番さんまとめの検察官，弁護人の主張について何かありますか。

裁判員等経験者 3：検察官のほうは，理論的にきっちり説明していただいたと思います。私も弁護人のほうですね，事前にメモみたいなのをいただくんですけども，そのメモに弁護人側の量刑が懲役7年って書いてたんですよね。それで，法廷で弁護人が発表してるのが9年だったということで，反対に弁護人が2年多めに発表したというのでびっくりしたというのがありました。弁護人はあんまり資料もちょっと少ないかなとは思いましたが，非常にわかりやすい言うんかな，よく理解できる内容だったと私は思いました。

司会者：当初配られてた書面に弁護人が求める刑が懲役7年にとどめてほしいと書き込まれてたのが，9年ってその場で変えたんですよね。

裁判員等経験者 3：そうです，そうです。

司会者：その，変えた理由というのは何となくわかりましたか。

裁判員等経験者 3：あれ何か説明あったんかな。ちょっと忘れたんですけども。

司会者：最後1番さんにお聞きします。1番さんの事件は過剰防衛かどうかとか，責任能力がどうかということで，かなりの争いのある部分が多くて，論告・弁論もそれぞれ30分近くやったのではないかなというふうに理解していますが，聞いててストンと理解できたのか，ちょっとわかりづらくて裁判官に説明してもらわないとわからなかったのかとか，そこらへん最終のまとめについて，何か御意見あればお聞かせ願いたいなというふうに思います。

裁判員等経験者 1：皆さんおっしゃってるように、検察官はさすがだなと思うぐらい、すごいわかりやすかったですし、聞いていて耳にもストンと入ってくるような物の言い方をされてましたし、とてもわかりやすかったです。

それと比べてって言ったらとても申しわけないんですが、弁護人がところどころ詰まられたりとか、ひっかかったりとか、ちょっと言ってることが理解しにくかったりとかっていうところがあったのは正直なところだったんですけど、過剰防衛だったりとかいろんなところで争うのでも、ちゃんと最初に文章として法廷に入ったら配ってくださったので、それを見ながら話を聞くというふうな流れになってたので、その辺はとてもわかりやすかったですし、事あるごとに休憩のときだったりとかに裁判官の方がいろんな細かいところは説明を補足でしてくださってたので、論告とか最後のそういう所に関しては、特に問題なく聞けました。

司会者：いろいろ裁判官が説明してくれてよくわかったみたいな話がよくでるんですけども、裁判官の説明がないとやっぱりわかりづらいんですかね。

裁判員等経験者 1：ところどころ難しい言葉が出てくるので、さっきも過剰防衛と正当防衛は一体何が違うねんとか、お酒を飲んでるのがなんか酩酊とか、そういうちょっと難しい言葉が出てくるんです。だからどれだけ酔っぱらってるんだっていう、そんなのが法律用語としてあらわされるとよくやっぱりわからないので、その都度その都度それはこういうことですよっていう説明をしていただかないとわかんないかなっていうのはあります。それは、精神科医の先生の説明のときもそうですけど、ちょっとそういう難しい言葉がところどころ出てきたので、それもその都度説明をしていただいたっていう形になります。

司会者：一通り法廷でのやりとりの部分についての御意見を伺いました。引き続き、評議のあり方について御意見・御感想を伺いたいと思います。

これも6番さんから聞かせていただきたいと思います。評議の雰囲気や進み方について、どうだったかということで、自分の意見は自由に言えるような雰囲気だったかとか、言いづらかったところがあるとかですね、そこら辺、何か

あればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者 6：特にはないですね。そのまま自然にこう聞いていくような形で、自分からこれを質問しようというのも私はそのときは何もなく、ただただ聞いてて、ああそうなんかっていう感じで聞いてました。

司会者：意見は思い残すことなく言えましたか。

裁判員等経験者 6：評議のときには言えました。大丈夫です、全部言えました。

司会者：もっと時間をとって話し合ったほうがいいんじゃないかとか、時間としてはまあ十分だったとか、そこら辺はどうですか。

裁判員等経験者 6：後からやっぱり何人かの方がもう少し時間が欲しいということで、少しずつのびたんですけども、確かに最後わからない所を残しつつ終わってしまったのかなというところもあったんですけども、でも結局その根本はわからないってということで、結局実際何をやったかっていう事実を見て、客観的判断ですかね、その所を重視して考えていくっていう形だと思いましたけど。

司会者：同じく 5 番さんに評議のことについて聞きたいんですが、評議の進め方とかで何か気になった点とか、何かここ改善したほうがいいとかいうところがあればお聞かせ願いたいんですが、何かありますでしょうか。

裁判員等経験者 5：別に改善してほしいっていうほどの所はなかったです。ちゃんこの事件と類似の事件に関しては、大体これぐらいの量刑ですという感じの資料なりパネルなりを見せていただきましたので、その中で大体の判断、まあこれくらいだろうなっていうのがわかりやすかったんで、その点はそうですね、問題はなかったです。

私は、補充裁判員のほうだったんですけど、裁判員の方と同じような状態で意見も言えましたし、同じようにお話もさせていただきましたので、あまりそこら辺は差がないというのはすごく良かったです。

司会者：同じ質問ですが、4 番さん評議についてこうしたほうが良かったんじゃないかとか何かあればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者 4：自分の意見もかなり言えましたし、逆に他の裁判員の方がおっしゃることが非常に参考になったと、そういう見方があるのかと、やっぱり評議をちゃんと詰めていったっていうことは非常に良かったかなという気はしました。

司会者：4番さん、3日でやって、評議の時間としてもうちよっとあったほうが良かったんじゃないかとかそこら辺の時間的な問題は何かありますか。

裁判員等経験者 4：いやまあ、こんなもんかなという感じですね。あまり長くても迷うばかりですので、これぐらいが良かったとは思いますが。

司会者：同じ質問になりますが、4番さん、5番さん、6番さんは、全部私が担当した事件なので、評議がどう進んだかっていうのはわかるんですが、1番さん、3番さんは実は他の部の裁判長のもとでされたことなんで、その点も含めてお聞かせ願いたいんですが、まず3番さんに評議の雰囲気とか、流れ、進め方について何か言っておきたいことや改善すべき点があればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者 3：私のこの事案は、被告人が罪状を認めてるので、問題は量刑だったと思うんですね。それに対して被告人が述べてるのは、犯行時のことは全部記憶がないと。それが本当なのかどうかというところがまず1点大きな問題だったと思います。

他は、資料を見たら全部わかる話だった。それで、評議のときに、私がちょっといろいろ同じような事案絶対あるやろと思って聞いていたら、裁判官がデータベースを駆使して説明しだしたんですね。そしたら、過去10年間のデータベース、この私の事件にそっくりに近いような、例えば、各項目いろんな項目があるんですけども、項目ごとにこうやっていたら、もう本当に量刑というのは、AIでもすぐ出るんじゃないかなというぐらい、非常にデータが溜まってるのがびっくりしました。裁判長は最初からという話じゃなしに、私も質問していたら順番にこういろいろ出して行ってですね、説明してくれてたんで非常に良かったと。あのデータが最初からあるというのがわかつ

てたら、もうずっとそこへ行っちゃった。量刑の所に行ってたと思うんでね、非常にうまく導いていただいたかなと思います。

司会者：今の話だと、その3番さんの疑問を裁判官にぶつけて、裁判官が答えるみたいな感じに聞こえるんですけども。

裁判員等経験者3：それもありました。

司会者：裁判員同士の議論というのはあるんですか。

裁判員等経験者3：ありましたね。被告人がうそをついているかどうか、私は被告人を見た感じね、本当にああいう人がああいう犯罪を起こしてるんかなというように、ちょっとおとなしい感じのするような人に見えたので、余計に人間不信というか人間はわからないなど。弁護人は記憶喪失だからというところで、量刑を少なくしようという、そこが争点だったと思います。

司会者：1番さんは争点が多い事件だったと思いますが、評議のあり方についてはどうでしたか。

裁判員等経験者1：お父さん、お母さん、本人、まあお姉さんも出てきたんですけど、その3人の証言について、証人として法廷で証言されることを、事細かく記載されてる裁判員の方もいらっしゃって、私はどちらかという表情とか一生懸命その話をじっと聞いてたんですけど、皆さんの証言が終わって、評議に入りますって言ったときに、ホワイトボードを出してくれはって、じゃあ本人は何て言ってましたかっていう話で、いや私何も書いてないしって言うところで、やっぱり何にも書いてない方も他にもいらっしゃって、でも細かく書いてある方もいてはったので、じゃあ細かく書いてある方からの話がだあっと全部上がっていくとなると、書いてない私たちはただただぼーっと、そんなこと言うてはったなという感じで見てるだけで、正直なところ、他の裁判員の方とも話したんですけど、事実をきっちり、そこで話をしようっていうホワイトボードに書こうっていうのであれば、あそこは必要だったのかなって、録音もありますよ、ビデオも撮ってますよっておっしゃってた中で、私たちがどう聞いたか、その心情的なものもちろんあるのかもしれないですけど、何かそれ

がすごく、評議だけで二日半あったんですけど、そのシーンが正直いるのかなっていうのと、もしそれでみんなの思いとか聞き方とか、多分受けとめ方とかも、そこで確認をしていこうっていう作業なのであれば、ある程度のことはちょっと記入してくださいねっていう前置きが欲しかったなあとを思いました。もう全部終わってからのことだったんで、もうどうしようもなかったんで、書いてない私たちはそうかそうかって思って聞くだけの時間がすごい長かったんで、それはすごい感じました。

言いたいこともある程度、みんなで、そんなに活発にというようなグループではなかったですけど、ある程度はみんなでちゃんと話はできたかなとは思いますが。

司会者：今言われたのは、後で供述の確認をするんだと言われてるとちゃんとメモを取ったのにと話なんですかね。

裁判員等経験者 1：何もそんなことわからず、何も書いてないわって言ったら裁判官の方が、いや表情とか見てもらえることも大事ですねってフォローしてくださったんですけど、ただ、わあってみんなが書き出して、この前にこんなこと言ってた、あんなこと言ってたっていう討論が始まって、書いてないものは参加できなかったというか、そういう時間は確かにあったかなとは。だからそれが必要だと先に言ってもらっても良かったんじゃないかなっていうのもありました。

司会者：きっとどの裁判長もメモを取る、取らないはお任せしますと。後で記録、証拠見たかったら提出されますし、供述内容確認したかったら再生できますよっていうような、僕も言ってますけども、それでじゃあ聞くのに集中しようと思ったら、何を言ったかなというメモがなかったんで、ちょっと置いてけぼりだったっていう話ですかね。

裁判員等経験者 1：評議がそれを中心に始まってしまったので、この時間まずじゃあ本人が何て言ってたかメモしてた人いますかっていう、これをするとお父さんが何て言うてたか書いてはる人いますか。私はこう書いてましたとか、僕

はこう書いてましたっていう、みんなが聞いたことを時系列に沿って並べる作業っていうのがあったので、そこにはちょっと参加ができなかったのかな。

司会者：評議の時間としては、トータルとしては十分だったのか、ちょっと足りなかったのかとか何かありますか。

裁判員等経験者 1：そのみんなの時系列を合わせていく作業はすごい時間がかかりましたが、まあそれがあったから、争いがあった事件でしたが、自分の中でも落とし込みができる時間があったのかなとは思うので、まあ時間的には二日間缶詰めになってしんどかったですけど、それぐらいは必要やったかなとは思っています。

司会者：一通り評議までについて皆さんの御意見を聞かせていただきました。

ここで法曹三者の方から、これまでの裁判員経験者の御意見を聞いての感想とか、また裁判員経験者に聞いてみたいことがあればということで、聞いていただいても構いませんが何かございますでしょうか。

裁判官：皆さん、難しいながら本当に真剣に裁判に参加していただいて、私に関与してない裁判の方もいらっしゃいましたけれども、それぞれ真剣に取り組まれて力を発揮されたということがよく伝わってきました。ありがとうございました。

1番の方の裁判に私は参加させていただいたんですけれども、評議のところのお話は非常に私としても耳が痛いところですので、ぜひ今後の改善に取り組みさせていただこうかなと思っております。ありがとうございました。

検察官：幾つか質問をさせていただければと思うんですけれども、先ほど血のついたナイフとか、刺された被害者の方の写真があったという御意見が1番さんの方からあったんですけれども、それは生の写真そのもので、色とかもリアルな写真そのものだったということなんですね。実際に法廷の場では一瞬しか映さなかったんですけども、評議の中でやはりそこがどうなってるかっていうのを写真を改めて見ないと判断がつかないねという話になって、改めて御覧になったということですか。

実際やはり写真を見ることで、理解が深まったとか、こういうことなんだな
って判断がついたということですか。

裁判員等経験者 1：殴られた回数とか、そういうことで過剰防衛かどうかって
ところの争いがあったので、お父さんが刺されたところの傷とかはやっぱり
相当殴られてるよねっていう話の中では、誰が正しいことを言ってるかって
いう話のときにはすごい参考になりました。

検察官：後、6番さんだったと思うんですけども、傷のところが絵と言葉での
説明だったということなんですけれども、御職業柄想像ができたんですという
お話だっと思いますが、これはもしそういう仕事じゃない人が聞いてても理
解できたらあとおられるのか、それとも御自身はそういう仕事だったので
わかったけれども、いやこれ素人だったらちょっとイメージわかかなかったん
じゃないかなとかどういうふうにお感じになりましたか。

裁判員等経験者 6：わかる方は、その場所がどれだけ出血するかとか、きっと
わかると思うんですけども、全くわからない方は、血の色があるわけでもな
し、まあ一応血がこことここには飛んでますっていうのはあったんですけど
も、多分本当に写真があったらすごいものだなあとは思いますが。それは、私は
かなりの出血量やったやろなというイメージできますけど、他の人がどれぐら
いのことを思ってるかはちょっとわからないですね。

検察官：もし仮にそのときにその写真があったとしたら、それはちょっと刺激が
強過ぎるというか、見たくないという感じなのか、やはりそういうのもあった
ほうがわかりやすかったのかなとお思いになるかっていう点ではどうですか。

裁判員等経験者 6：あったらまた多分考え方は変わると思うんです。

後、私的にはあまり見たくはないですけども、人それぞれの考えもあると思
うんですけども、その写真が本当に生であったら、またやっぱり考え方とかむ
ごい殺人の仕方やなっていうのとかがあるとちょっと変わるかもしれないと思
いました。

検察官：ちょっとそういった血とかかけがとかに限らずですけども、皆さんが裁

判に参加された中で、もうちょっとこの点が知りたいのにそれに関する証拠がないなというようなことっていうのがもしありましたら、教えていただきたいんですけども。こういう証拠があったら見たかったなとか、こういう点についてこういう証拠ってないのかなってというようなことはなかったかどうか、ちょっと教えていただけますか。

裁判員等経験者 3：私は先ほど冒頭で話しましたように、賃貸マンションの侵入経路とか部分的な写真とかですね、そういうのはいっぱい出していただいているんですけど、建物全体の形がよくわからない。玄関から入ってその家に行くのにどういうルートがあるのかというのが全然わからずにですね、説明されてたんでそのあたりの資料が一つあったら全然違うかったなというふうには思いません。

検察官：皆様、貴重な御意見大変ありがとうございました。

今後の参考にさせていただきたいと思います。

弁護士：本日は貴重な御意見ありがとうございました。いただいた意見につきましては、弁護士会に持ち帰りまして弁護人の研修等に役立てたいと思います。

私のほうからは一つ質問があります。被告人質問についてお聞きしたいなと思っております。

被告人の刑罰を決める場で、被告人にしゃべっていただく場であるものですから、弁護人としては十分御本人の思っていることを全部しゃべっていただきたいなという考えもあれば、あまりしゃべるとちょっと言い過ぎて、変な方向に行くんじゃないかということで、質問を少しセーブしたりとか、かなり事案や被告人によって悩んでしまうところであるんですけども、皆様の事案を見ますと結構1時間とか掛けてですね、被告人質問をされてるところがあるんですけども、何か質問の中でもうちょっと突っ込んで聞いていただきたいとか、質問の仕方まずいなあとかですね、いいところもあればそれも含めてですけども、教えていただきたいなというふうに思います。

裁判員等経験者 1：すごくしっかりと打ち合わせができてるというか、弁護士さ

んが聞きたいことを被告人の彼が的確に答えてるなって、すごく難しい薬の名前であったりとかをきちんと記憶して答えてるところが、何とというかすごいとは思ったんですけど、何だろうなあ、お父さんを刺してしまったという事件だったので、私がちょっと聞いてて彼がここまでの間に、1回お父さんとトラブルがあったことは中学校のときにあったんだけども、その大人になった彼がそこまで父親に殺意を抱く、そのもうちょっと親子関係の経緯とか話をね、してもらえたら何かちょっと違った思いがあったのかな。何で親子なのにちょっといびつな親子関係なような気がしたんで、何かその辺もうちょっとその事件が起きたその当時のことばかりだったので、そこまでに至るところがあればわかりやすかったかなとは思いました。

裁判員等経験者 3：精神鑑定医の説明の後ですね、弁護人のほうからですね、記憶がない理由としてアルコールの影響によるウェルニッケ脳症、コルサコフ症候群とかいう難しい言葉がいっぱい出てきてね、そういうものの可能性が否定できないというようなことを言うてるんですよね。そしたらもう少しここはね、深く追求してほしいなとこの世界は私も聞いててよくわからなかったんですけどね、一つでも何かそういうものがあればですね、そこをもう少し突いていったほうが良かったんじゃないかなというふうに思いました。だから非常に精神鑑定医の先生の説明に対する、これは弁護人さんの話なんですけどね、結構勉強してるんかなというふうには思いましたね。

それともう一つ、この被告人は結構いろいろ法廷でお話してるんですけども、一貫してその犯行時記憶をなくしてたというのに関しては、淡々と何回話しても、一応はストーリー立てはできてるといっているので、この被告人ほんまにどういう人間かなというのがね、本当にそんな記憶がなくなるような人がそこまで筋立てて説明できるんかなというふうには思いましたね。私はもうこの案件はそこが全部本当かどうかというので見てました。

裁判員等経験者 4：まあ要は覚せい剤を使用してピストルを持って、発射させたわけですけども、なぜピストルを持っていたのかというのをもうちょっと知り

たかったと。裁判で類推だけではあかんのでしょうか、類推するにはやっぱり暴力団の抗争があるわけですから、その背景のところをもうちょっと聞けたらなど、何で持ってたんやと。四つもですね。その辺をもうちょっと質問で聞けたら良かったかなという気はします。

裁判員等経験者 5：検察官がお若い方で、弁護人がお年寄りの方だったので、やる気満々の検察官に対し、弁護人はのりりくらしと言ってはなんですが、ずっと人情話に持って行こうとしていて、具体的なことはあまりなく、被告人が自白をしているのであまり聞くこともなかったのですが、何か同じことの繰り返しであまり進展はないなと思いました。

裁判員等経験者 6：裁判中に被告人が拍手したり、そういうところがあったか、弁護人も一生懸命助けてあげるといふか、もうちょっとしてあげたらいいのについて少し思ったんですけども、弁護人の熱意がすごく見られなかったような感じで、でも被告人も態度がちょっとあれだったんで、弁護人もちょっとかばいようがなかったのかなとかも思ったりしました。

司会者：それでは、一通り意見交換は終了したということになりますので、最後に御一人ずつ、これから裁判員裁判に参加される方、裁判員になられる方へのメッセージをいただきたいと思いますので、1番さんからお願いいたします。

裁判員等経験者 1：最初も話しましたが、本当にいい経験ができました。日常、なかなか自分たちが関わることのない世界で、いろんなことも勉強しましたし、いろいろ考えさせられて、すごい貴重な経験をさせてもらったと思います。

私は、会社で1分間スピーチが当たったときに言いました。しんどい部分言うたらほんと正直たくさんありましたし、ここへ来るだけで2時間というところも含めて、体力的にも精神的にもきつい日もありましたけど、本当にいい経験させてもらったと、私の人生の宝物になったと思ってます。だからぜひ、引き受けて前向きにやっていただけたらと思います。

怖い写真もそんなに一瞬なんで、あまり見ることもないと思うので、その辺

にこだわらずにいい経験になりますし、経験することが本来の筋ではないのかもしれないですけど、積極的に参加していったら、またいろいろと裁判員制度そのものも変わっていくかもしれないですし、前向きにぜひ参加してもらえたらいいかなと思っています。

裁判員等経験者 3：私が選ばれてから会社でもですね、選ばれたという話をしました。そうしたら、会社の専門の法務の人間ですね、それなりに勉強してきた人間が何で俺に当たらないんやと、参加したいと。積極的に参加したいという人もいるということでね、そういう人を何か選ぶようなそういう枠も何か考えるべきじゃないかなと思います。

それと、私が終わった後、別の部署でまた一人選ばれましたという話がありました。ぜひ参加しなさいということで、多分選ばれれば参加すると思いますので、まあ国民の義務ですからね、会社の中でもですね推奨していきたいと思います。

裁判員等経験者 4：最初、裁判所から郵便が送られてきたときに、私はちょっと寝てたんですけども、嫁が何かしたんというような感じから始まって、まあ結局選ばれて、させていただき、非常にいい経験だったなあとと思います。

実は、私の会社のある支店なんですけど、50人ぐらいフロアにいて、実は4人裁判員なっていると。私が3人目で今度また新たに選ばれて、嫌や嫌やとは言ってるんですけど、先輩なんですけどやっぱりこれは物すごくいい経験なんで、それ積極的にされたらどうですかと言っています。やっぱりその、嫌だ嫌だっていうのは何かなって私もそうだったんですけど、長い、どれぐらいかかるのかわからないっていうのが一つと、それとやっぱり私も非常に血を見るようなのはちょっと嫌だなと、この難しさですよね。今、女子虐待のときのあの事件でも、裁判員の方が変わられたっていうのはこの間ニュースでやってましたですけど、やっぱり人それぞれ証拠を、嫌なものを見ないかんという、その辺だけでもうちょっと配慮をいただけたらなとは思いますが、非常にいい経験で、積極的に推奨していきたいと思います。

裁判員等経験者 5：裁判員制度が始まったころに、義理の弟が一度通知がきたので、行くかもしれないと言ってたんですけれど、結局外れたということで、今回私が当たって、しかも行くことになったという話をしたら、自分が一応通知が来て、その後何にもなかったんでどういうものなのかを教えてくださいと言ってきたんで、話は一応したんですけれど、この間決まった裁判員で決まった判決をひっくり返されたというのがあったのを聞いて、実際やってみるとどれだけ大変かっていうのがわかるけど、それがわかってる人たちがひっくり返すこともあるんやねっていう話とかをちょっとしました。

これからまたどうなるかちょっとわからないですけど、ただ普通裁判所に来ること自体がまずないので、堅いイメージがありました。裁判長をはじめ、事務の方も皆さんフレンドリーな方が多かったので、割とそういう意味では恐怖感とまではいかないんですけど、この難しそうだなという感じはそこで大分なくなったのと、本当に裁判員裁判というテレビか何かで流れてくると、耳がそっちへふっと行ってしまって、どういう事件なんだろうというふうに興味がすごく湧いて、特に大変な事件の場合なんかは、これは長いだろうとかやっぱり思って、大変だろうなあと思います。私も初めは、要介護人が一人いるんでまず無理やわとか思ったんですけど、とりあえず来てくださいという通知が来て、日にちが4日となっていたんで、じゃあとりあえず行きますということで、会社のほうも別にそういうことであれば休みはどんだけ取っても構いませんという周りに恵まれてたというのがあったので、そこら辺で絶対休めない方もいると思いますし、この辺がもう少しわかっただけの仕組みになればいいなあとは思ったんですけれど。私としては確かにいい経験をしましたし、すごい考えることと、考え方も大分変わりましたし、もし2回目が出たら、やっぱり行くとは思いますが。

裁判員等経験者 6：私も、最終的には本当に周りも誰もやったことなく、私が今回周りの人からも初めて当たった人を見たわって言われたんですけども、すごくいい経験させていただきました。やっぱり初めにも言った通り、自分自身

もすごくみつめ直しましたし、何か後いろんな人の話を聞いて、考え方も聞かせていただいてすごく勉強なって、裁判が全部終わった後、やっぱり自分も見方が変わってくる。世の中の事件とかでもやっぱり見方変わってきますし、何か自分の人生にとってもすごくいい経験ができたかなあとと思います。

でもやっぱり、仕事場ではどうしてもやりたくないという人もいます。人の人生に私はそんな懲役何年とか絶対つけたくないって、やっぱりかたくなにやりたくない人も中にはいますんで、そういう人としゃべってる時でも、私が経験したことはやっぱりすごく良かったことはお話して行って、そういう人たちもちょっと本当は同じように経験してほしいなと思いますけども、やっぱり個人個人考えがあるので、どうしてもやりたくない人はそうなんかなと思います。

司会者： 本日は、報道機関の方も傍聴されています。経験者の方に対する御質問等がありましたらお願いします。

記者： 一つだけ皆さんにお伺いできればと思うんですが、今も話が出てましたように、時間が拘束されるとか、せっかくみんなで苦勞して出したものが覆されることがあるとか、世間の中で裁判員というものに対してのネガティブなイメージというものが、根強くあるなというのは感じていて、その中でもやっぱり幅広い世代だったり、男女比だったり、平等にいろんな人の意見が集まるっていうことがこのシステムのそもそもの目的であるのだとしたら、もっと多くの人に関心を持てるようになったらいいなというふうなことを思ってるんですけども、実際皆さんが参加されてみて、実はこんなもんなんだよって思うようなことであったりですとか、ふだん私たちがやってるようなテレビのニュースであっても、裁判のニュースがもっとわかりやすかったらいいのにとか、何か裁判というものをもっと身近に感じてもらうために、世の中にどういうことが伝わればいいなあとというふうに思うんでしょうか。簡単で構いませんので教えていただければなと思います。

裁判員等経験者 1： すごい難しいですね。

判決をね、すごい一生懸命どういうものにすればいいのかっていうのは、私もすごい悩みましたし、それが覆される事件が要は裁判員の人がみんな死刑だって言ってたけど結局は無期懲役になりましたっていうのを聞いたら、裁判員を経験したものとしても、じゃあ何のための裁判員なんだっていうのは私もすごく思います。私那时的判決も、求刑が7年だったんです。それで法学部に行ってた知り合いに聞いたら、大体8掛だから、何も聞かなくても懲役5年ぐらいちゃうって言ったら、ちょうど懲役5年になったんですね。だからそれがいいのか悪いのかとかそんなことは私ごときが言うべきことではないんですけど、判決っていうのはやっぱり何ていうか、難しいですしなかなか私たちの意見をプロの方に反映させるというのにはもっと時間がかかるのかもしれないですし、前も言ったんですけどシステムそのもの自体を何かちょっと変える必要があるのかなというのはすごく感じました。それが何って言われたらうまく言えないんですけども。アメリカのほうの陪審員制度みたいに有罪か無罪かとか、そういうところから始めても良かったのかなとかってそんな偉そうに言える立場じゃないんですけど、その辺は判決のことに関してもちよっと感じたかなとは思っています。

裁判員等経験者 3：ちょうど最近芸能人で有名な人の裁判が、テレビでよくやってると思います。これが報道する立場としてはいいチャンスだと思うんでね、そういうときにもう少し求刑を言い渡して判決出るのに何日後とか、1カ月後とかよく言うてるんですよ。私も裁判員裁判で経験してなかったら、ずっと聞き逃してたんですけど、そういうことかと、大体流れがよくわかってきたんで、有名な人が裁判を受けてるときに裁判のイロハをついでにちょっと宣伝するとかね、何かそういうのを何げなくやっていただいたら、一般の人が裁判員にもう少し関心を持てるんじゃないかなと思いますんで、報道の方に頑張ってくださいたいと思います。

裁判員等経験者 4：一点だけですね。今、裁判員制度っていうのは。刑事裁判だけですよね。私も仕事してますし、一般の人は民事のほうの方が割といい意見を言

えるんじゃないかなという気はします。どうしても刑事ってそんなに皆さん関わることではないので、本当に先ほどおっしゃったように暴力団のことなんてさっぱりわからないわけですから、一般のその裁判員制度をするっていうのはどちらかと言ったら民事のほうが沿うのかなっていう気はします。それが意見と言えれば意見ですね。

裁判員等経験者 5：まず、裁判所がどういうとこなのかっていうこと自体がわからないということも多々あるので、もう少し開かれたって言うたら何ですけれど、ここへ来て初めて法廷を自由に見ることができるんですよっていうのも来てわかったことなので、そういうことをもっと広報みたいな市町村によってはよく新聞に出てたりするんで、そのときにこういう裁判を今どこの地方の裁判所でこういうのをやっていますとか、そういう小さいことですけど、よく目につく一般の人がよく見るようなところに載せるとか、まあネットの世界ではその裁判の結果とかその様子の経過は出てくるんですけれど、裁判所で調べれば大体どんなことやってるってわかるんですけど、調べてまでその裁判所に行ってみようっていう人は少ないと思うんで、よく目につくものからこんなんやりますよ、みたいに時間のある方は、興味のある方は、行ってください、見てはどうですかっていうのと、裾野をもう少し、今大人だけが実際には行くようにはなっていますが、私の会社は子供たちにもそういう仕組みっていうのを教える制度がちょっとあるところなので、もう少し小中学校でもこういう制度がありますっていうお話、たまには家族で裁判のほうを見に行ったらどうですか、その難しい裁判に当たるとちょっと何ですけれど、もっとわかりやすい裁判制度というか、見てこういうふうにするんだなというのも子供たちにもある程度わかればもう少し裾野を開いて、家族でこういう裁判の話ができるんじゃないかとは思っていますけれど。

そんな感じで、とりあえず裾野を広げましょうということで。

裁判員等経験者 6：今回私がさせていただいて、結構周りは意外とみんないいなあって言う人が多いんですよ。行きたい方って結構周りにたくさんいてるの

で、後、行ける環境づくりとやっぱり私も結構周りにこんな感じですよごく良かったって言うのも言っていてますし、それがだんだん広がって行ってすごい勉強になるってことも、すごいみんなに話してますし、だから後行きたい方もたくさんいるので、行ける環境づくりができればいいんじゃないかなと思います。

司会者： それでは、以上で今日のスケジュールは全て終了ということになります。

裁判員等経験者の方々には長時間意見交換会に御参加いただきまして本当にありがとうございました。

本日お聞かせいただいた貴重な御意見を参考にしながら、当神戸地方裁判所におきましても、裁判員裁判の運用をより良いものとし、より充実したわかりやすい裁判を実現していきたいというふうに思っております。本日はまことにありがとうございました。

以上をもちまして、裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。どうもありがとうございました。